



令和5年度

お子さんのよりよい就学に向けて  
～就学相談のご案内～

松山市教育委員会 学校教育課

# もくじ

- 1 学びの場の紹介
- 2 松山市教育相談（就学相談）について
- 3 教育相談の流れ
- 4 就学に向けての情報

# 学びの場の紹介

- 通常の学級
- 通常の学級＋（通級による指導）
- 特別支援学級
- 特別支援学校

# 通常の学級

- 学級の人数
  - 1 学級 40 人（小学校 1～4 年生は 1 学級 35 人まで）に対し、学級担任 1 名
- ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた環境授業づくり
- 配慮が必要な児童への支援
  - 座席の配慮、教材の工夫、言葉掛けの工夫など

# 通級による指導

- 小・中学校において、各教科等の指導は通常の学級で行いながら、一部、障がいに応じた特別の指導を特別な場で受ける指導形態。障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服するための個別指導を行う
- 通級による指導の対象  
言語障がい、自閉症、情緒障がい、弱視、難聴、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）など

# 通級による指導

## 《時間》

指導時間や回数は、児童生徒の状態に応じて変わる。  
(月1時間～週8時間)

## 《内容例》

- 注意集中のコントロールについての学習を行う。
- 気持ちを整理したり、感情をコントロールしたりする学習を行う。
- 集団参加や対人関係に必要なスキルやコミュニケーションに関する学習を行う。
- 本人に合った学習方法を学び、その方法を取り入れて学習ができるように指導する。
- 状況に応じた行動やことばの使い方などの学習を行う。

※ 学習の遅れを補充する場ではありません。

# 特別支援学級

- 障がいの種別ごとに少人数によるきめ細かな指導を行う学級
- 特別支援学級の種別
  - 知的障がい、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、自閉症・情緒障がい、言語障がい
- 障がいの状態等に応じて、特別支援学校学習指導要領を参考にし、実情に合った弾力的な教育課程が編成できるようになっている
- 児童の実態や学校の状況に応じて、交流及び共同学習を実施している。

# 学校生活支援員による支援（平成12年度より配置）

## <目 的>

学校生活支援員を活用することにより、障がい等のある子どもたちが豊かな学校生活を過ごせるようにする。

## <支援の種別>

肢体不自由 (通常・特別支援学級)	特別支援学級 (知的、自閉症・情緒)	視覚障がい
難聴	日本語支援	心臓病・病弱 (病弱のみH26～)
発達障がい (H23～)	見守り (H25～)	医療等支援 (R4～)



# 支援員の一日

学級担任と支援内容  
について打ち合わせ

休み時間の  
見守り

着替えの補助

体調不良時  
の対応

学習用具の準備  
片付けの補助

離席した児童生徒  
への言葉掛け

児童生徒の支援  
学級担任の補助

生活支援

授業支援

指示が理解できている  
かの確認や補足説明

実習や実験の  
見守りと補助

児童生徒の様子や  
支援内容等の報告

# 特別支援学校

- 視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱のある幼児児童生徒を対象として、専門性の高い教育を行う学校
- 子どもの実態に応じた弾力的な教育課程が編成できるようになっており、一人一人に応じた教育内容・方法を工夫し、きめ細かな指導・支援を行っている

# 愛媛県内の特別支援学校

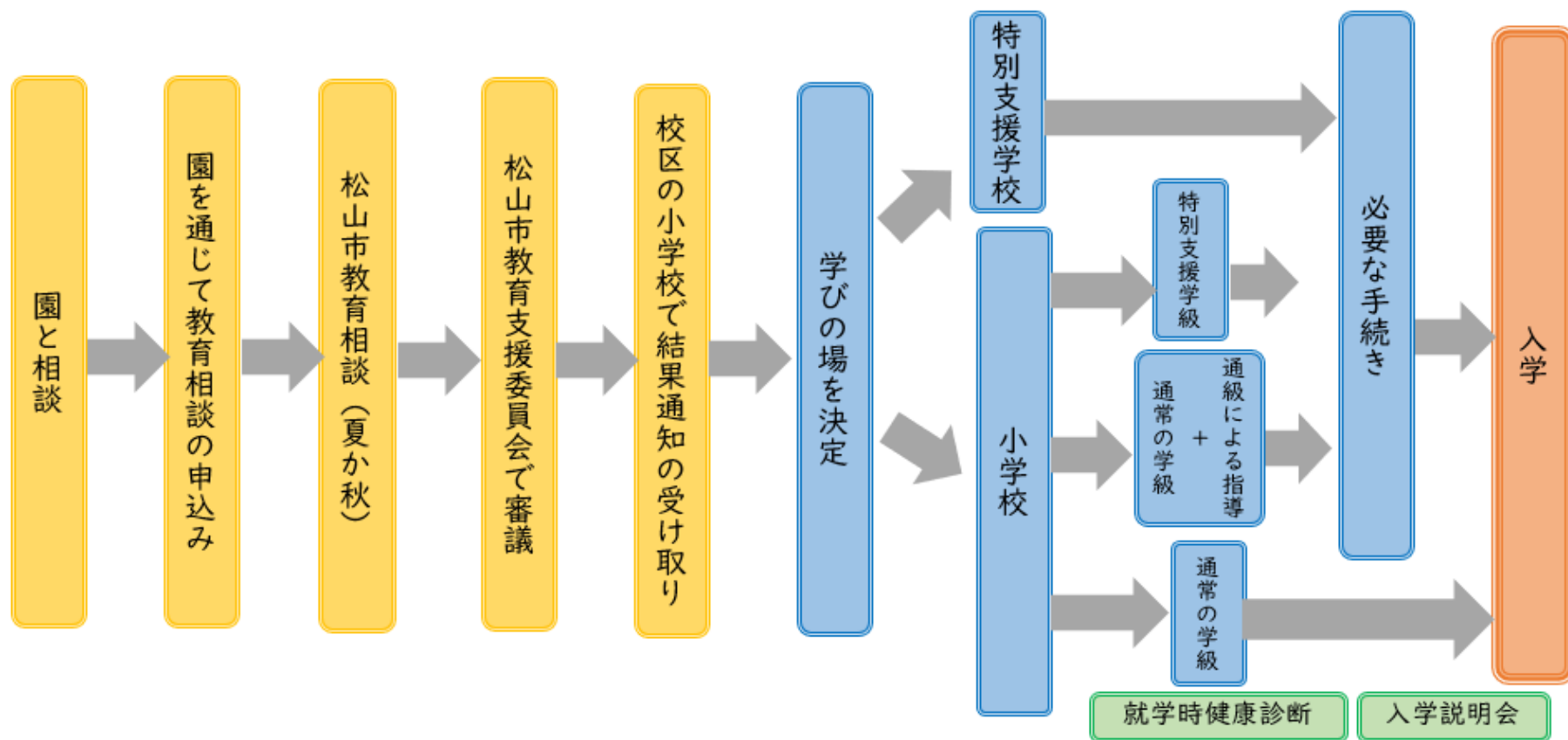
## 県立特別支援学校

- 松山盲学校（視覚障がい）
- 松山聾学校（聴覚障がい）
- しげのぶ特別支援学校（肢体不自由、病弱・虚弱）
- みなら特別支援学校（知的障がい 訪問教育を含む）  
※みなら特別支援学校松山城北分校は高等部のみ
- 今治特別支援学校（知的障がい 訪問教育を含む）
- 新居浜特別支援学校（知的障がい）  
※川西分校（肢体不自由） みしま分校（知的障がい）
- 宇和特別支援学校  
（聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由 訪問教育を含む）

愛媛大学教育学部附属特別支援学校（知的障がい）

※受検手続きの期日に留意

## 就学に向けて学びの場を検討したい場合（年長児対象）



学校見学・交流体験・学校での相談

# 松山市教育相談会（就学相談）について

## 就学相談とは

特別な教育的支援を必要とするお子さまの適切な学びの場や支援について、保護者の皆様とともに考える

令和6年4月に入学予定の年長幼児を対象に教育相談を実施し、適切な学びの場や支援のあり方について松山市教育支援委員会で審議し、保護者へ結果を通知する

## 令和5年度の教育相談会開催予定

	回	日程	会場
夏の相談会	1	7月25日（火）終日	青少年センター 地域の小学校 他
	2	7月26日（水）終日	
	3	7月27日（木）終日	
	4	7月28日（金）終日	
秋の相談会	5	10月3日（火）午後	青少年センター 教育研修センター 他
	6	10月4日（水）午後	
	7	10月5日（木）午後	

# 令和5年度 松山市教育相談会 相談対象者

- 特別支援学校、特別支援学級での教育を希望するケース
- 通級による指導を希望するケース  
ただし、医療機関で診断を受けていること、療育機関等で継続的に療育を受けていること

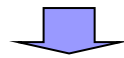
# 教育相談の流れ

1. 教育相談の申請
2. 相談資料の作成・提出
3. 教育相談日の決定・案内
4. 教育相談の実施
5. 教育支援委員会での審議
6. 教育支援委員会からの審議結果通知
7. 特別支援学校・特別支援学級への就学手続き  
(通級による指導)

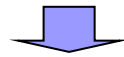


# 1 教育相談の申請

保護者が教育相談申請書を記入



保護者が各幼稚園・保育園等に提出



各園が在住校区の小学校※に提出



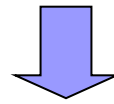
在住校区の小学校が教育委員会に提出

- 5月中に各幼稚園、保育園等に教育相談会の案内を配付  
松山市ホームページにも公開

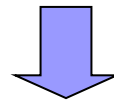
※隣接校区の小学校などにすでに兄弟が通っているなど、在住校区以外の小学校に入学予定の場合は兄弟在籍の小学校に提出

## 2 相談資料の作成・提出

教育委員会から相談関係書類を園を通して保護者に送付



保護者が相談関係書類を記入し、各園に提出



各園が教育委員会に相談関係書類※を提出

- ※ 生育歴等記入用紙  
社会生活能力検査  
概ね1年以内に実施した心理検査結果のコピー  
(ある場合のみ)

### 3 教育相談日の決定・案内

- 教育委員会が相談日時を決定し、各園を通じて、保護者に相談日時、場所を通知する

## 4 教育相談の実施

- 時間 : 1時間程度
- 参加者 : 本人、保護者、園の先生など
- 内容 面談

事前に提出していただいた相談資料を基に相談担当者がお子さんの様子や就学先の希望について聞き取る

### 行動観察

相談協力員がお子さんと話したり遊んだりしながら、発達の特長や状態などを把握する

## 5 松山市教育支援委員会での審議

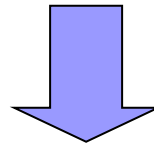
- お子さんの現状に応じて、活用が望ましいと考えられる学びの場や支援のあり方について検討する
- 医療・福祉・教育など、特別支援教育に関する専門的な知識を有する教育支援委員が審議する

## 6 教育支援委員会の審議結果通知

審議結果を保護者、園、小学校に通知する

小学校長から保護者へ教育支援委員会の審議結果を通知

※各園への通知は郵送する



就学の場合や入学後の支援について、保護者と小学校が話し合い、合意形成を図った上で諸手続を行う

教育支援委員会の審議結果は、就学に関する助言であり、就学を決定するものではありません

## 7 特別支援学校・特別支援学級への就学手続き

- 保護者から校区の小学校を通じて市教委に必要な書類を提出する
  - 在住校区の小学校が窓口
  - できれば12月末までに小学校に提出
- 1月下旬（予定）に就学通知が教育委員会から保護者宛に届く

## 通級による指導を受けるための手続き

- 教育支援委員会の審議結果で、「通級による指導が望ましい」との通知があったお子さんが通級による指導を受けることができる
- 小学校からお渡しする「通級による指導希望確認票」に必要事項を記入し、小学校へ文書を提出する
- 令和6年度からの通級による指導の実施について、3月に松山市全体での調整、4月に各通級校での調整を行い、小学校を通じて保護者に伝える



# 就学に向けての情報

## 特別支援学級の新設について

- 在住校区の小中学校に、お子さんの実態に対応できる特別支援学級の種別がない場合は、新設申請対象となるので、7月の教育相談を受けるようにする
- 現在、小学6年生のみの在籍の学級に、次年度から新1年生が入級する場合は、新設申請が必要になるので、特別支援学級新設の希望を早めに学校へ連絡する

# 特別支援学級の新設について

- 申請しても設置されないこともあるため、その場合の就学先について考えておく必要がある
- 例年、小学校からの申請期限は9月下旬、新設可否の通知は1月中旬

## 在住校区以外の小学校への入学について

- 通常の学級に入学する場合の「通学区域の弾力的運用」については、9月ころ「広報まつやま」や松山市のホームページで案内する  
※定められた期間内に手続きが必要
- 特別支援学級に入級する場合、通学距離が近い等の理由で、定められた通学区域以外の小学校の特別支援学級への入級を希望する場合は、教育委員会へ相談する

# 就学にあたり心配なことがある場合は

## 小学校で就学に関する面談を行う

- 子どもに必要な支援や配慮について、入学先の小学校と保護者が一緒に考える相談
- 入学予定の小学校に連絡し、面談を行う
- 窓口は特別支援教育コーディネーター

# 松山市の相談窓口・問い合わせ先

- 教育相談全般、特別支援学校、特別支援学級、通級による指導に関すること  
松山市教育委員会 学校教育課（担当：岸田、兵頭、穂岡）  
TEL 948-6169
- 通学区域の弾力的運用に関すること  
松山市教育委員会 学校教育課（担当：土居）  
TEL 948-6870
- 就学時健康診断に関すること 松山市教育委員会 保健体育課
- 児童クラブに関すること 松山市役所 子育て支援課
- 放課後等デイサービスに関すること 松山市役所 障がい福祉課